

業務委託契約等に係る入札参加資格手続の瑕疵 又は誤りに関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）に基づき、申請又は処理した内容に重大な瑕疵又は誤り（以下「瑕疵等」という。）があり、業務上重大な影響を及ぼす事項の処理について、要綱第12条の規定により定めるものとする。

(対象となるもの)

第2条 この事務処理の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 申請に瑕疵等があり、営業上重大な影響がある場合
 - ア 業務希望地区の記入等において瑕疵等があり、そのままでは営業ができないとき。
 - イ 申込み営業種目に漏れがあるとき（要綱に定める必要な許可、認可等の要件を審査基準日に具備していなかったものを除く。）。
- (2) 申請に瑕疵等があり、経営上重大な影響がある場合
格付けに影響がある項目（物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領（平成18年熊本県告示第522号）第2条審査事項）について、申請時に瑕疵等があり、経営上重大な影響があるとき。
- (3) 審査に瑕疵等があり、業務上重大な影響がある場合
審査上の瑕疵等で、事実と異なった結果となっていることにより、業務上重大な影響があるとき。

(処理の手続)

第3条 前条各号のいずれかに該当する場合、当該申請者は次により処理するものとする。

- (1) 前条の第1号又は第2号に該当する場合、当該申請者は、入札参加資格修正申請書（別記様式1）に審査基準日における事実を確認できる書類等を添付し、知事に申請するものとする。
ただし、要綱第3条に定める提出期間中又は審査期間中で業務に支障がないと知事が判断するときは、入札参加資格修正申請書の提出は必要ないものとする。
- (2) 前条第3号に該当する場合、知事が発見したときを除き、当該申請者は申し出るものとする。

(内容審査及び処理の決定)

第4条 知事は、前条の規定により入札参加資格修正申請書の提出又は申出があった場合は、その内容を審査又は確認し、事実と相違ないと認めるときは、その結果を入札参加資格修正通知書（別記様式2）により当該申請者に通知するとともに、速やかに修正の処理をするものとする。

2 知事は、審査又は確認の結果、その内容が明らかに恣意的意図によるもの、不正行為、虚偽の内容等によるものであって、悪質と認められるものは要綱第10条第2項の規定により、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後2年間の範囲内で知事が定める期間その者を入札に参加させないことができる。

この場合、知事は、当該者にその旨の通知を行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項及び疑義のある場合については、その都度決定するものとする。

附 則

この要領は、平成14年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月26日から施行する。

(別記様式1)

入札参加資格修正申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

さきに物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき申請書を提出しましたが、下記のとおり瑕疵（誤り）がありましたので変更くださるよう申請します。

記

- 1 登録番号
- 2 変更申請の内容
(事 項)

正	誤	備 考

(注) 申請書には、内容が確認できる書類等を添付すること。

(別記様式2)

入札参加資格修正通知書

(番 号)
年 月 日

商号又は名称
代表者職・氏名 様

熊本県知事

さきに貴社（あなた）から提出（申し出）があった入札参加資格修正申請について、審査・確認の結果、下記のとおり修正する（修正しない）こととしましたので通知します。

記

(修正の内容)

修正後	修正前	備考

(修正しないことの理由)